

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第60号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成14年岩手県規則第85号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(条例別表第2の規則で定める事務)</p> <p>第7条 条例別表第2第1号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>肥料取締法</u>（昭和25年法律第127号）<u>第4条</u>の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>(2) <u>肥料取締法</u>第13条第1項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>(3) <u>肥料取締法</u>第16条の2の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>(4) <u>肥料取締法</u>第22条の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>(5) <u>肥料取締法</u>第23条の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>2～31 [略]</p> <p>(条例別表第3の規則で定める事務)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 条例別表第3の規則で定める公職選挙法（昭和25年法律第106号）第86条の届出又は同法第86条の4 <u>（<u>漁業法</u>（昭和24年法律第267号）第94条において準用する場合を含む。）</u>）の届出に関する事務は、これらの届出の受理又はこれらの届出に係る事実についての審査とする。</p> <p>3 条例別表第3の規則で定める公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第81条 <u>（<u>漁業法施行令</u>（昭和25年政令第30号）<u>第9条</u>において準用する場合を含む。）</u>）の告示に関する事務は、当該告示に係る事実についての審査とする。</p> <p>4 [略]</p>	<p>(条例別表第2の規則で定める事務)</p> <p>第7条 条例別表第2第1号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u>（昭和25年法律第127号）<u>第4条第1項又は第3項</u>の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>(2) <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u>第13条第1項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>(3) <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u>第16条の2の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>(4) <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u>第22条の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>(5) <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u>第23条の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>2～31 [略]</p> <p>(条例別表第3の規則で定める事務)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 条例別表第3の規則で定める公職選挙法（昭和25年法律第106号）第86条の届出又は同法第86条の4の届出に関する事務は、これらの届出の受理又はこれらの届出に係る事実についての審査とする。</p> <p>3 条例別表第3の規則で定める公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第81条の告示に関する事務は、当該告示に係る事実についての審査とする。</p> <p>4 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。